

警告・禁止命令等の区別

	警 告	禁止命令等
要 件	① 被害者からの申出があること	① 原則、被害者からの申出があること ※ 警察の職権で行うこともあります。
	② 法第3条違反（第2条第1項及び同条第3項に該当する行為があり、被害者が不安を覚えていること）が認められること	② 法第3条違反（第2条第2項及び同条第3項に該当する行為があり、被害者が不安を覚えていること）が認められること
	③ 更に反復して行われるおそれがあると認められること	③ 更に反復して行われるおそれがあると認められること
方 法	行為者に対して、警告書を交付 ※ やむを得ない事情がある場合には郵送で送達することができる	行為者に対して、禁止等命令書を交付 ※ やむを得ない事情がある場合には郵送で送達することができる ※ 行為者の住所及び居所が明らかでない場合は、公示送達することができる
事前手続	なし	行為者の言い分を聞くなどする「聴聞」を実施 ※ 緊急の場合は、事後に、行為者の言い分を聞くなどする「意見の聴取」を実施
効 果	行政指導 ※ 行為者に義務を課したり、その権利を制限するような法律上の拘束力なし	行政処分 ※ 行為者に義務を課し、その権利を制限する不利益処分
有効期間	なし	1年間 ※ 延長制度あり
違反した場合の罰則	なし ※ ストーカー行為罪に該当すれば1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第18条）	あり ※ 禁止命令等違反罪 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（第19条第1項及び同条第2項） 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第20条）